

法人税と所得税の二重課税に関する一考察

——株式非公開企業の租税回避行動——

川 口 真 一

要 旨

本稿の目的は、株式非公開企業は法人税と所得税の二重課税を回避するために、法人税の対象とはならない役員報酬を利用して利益を分配している可能性があることを示すことにある。分析にあたり、株式公開企業・株式非公開企業の財務データを用いて、これら企業による二重課税の回避行動について検証を行った。

推定結果から、株式非公開企業のケースでは役員報酬額は法人税額に対して負の変動要因となり、さらに支払配当は役員報酬として分配される可能性が高いことが分かった。すなわち、株式非公開企業は利益を支払配当ではなく、とりわけ役員報酬として分配することによって、法人税の税負担を軽減していると考えられるのである。

しかし、同じ株式非公開企業間においても役員報酬を利用して税負担の軽減を図れるかどうかなどの差が生じる。そのため二重課税の影響も個々の企業によって異なり、こうした企業間における税の中立性は達成されない。そこで、税の中立性を確保するための措置として、株式公開企業には従来どおりの法人税を課し、株式非公開企業に対してはパートナーシップ型の課税（パス・スルー課税）を行うという株式の流動性を基準とした区分税制が提案できる。このような企業課税が実現すれば、二重課税の回避行動のインセンティブも小さくなり、株式非公開企業間における税の中立性にも資すると考えられる。

目 次

- | | |
|-------------------------|----------|
| I. はじめに | 1. 仮説の提示 |
| II. 企業の資金調達に関する中立性 | 2. 分析モデル |
| III. 企業税制と資本コストの国際比較 | 3. データ |
| 1. 企業形態の構成とわが国の企業税制の特異性 | 4. 推定結果 |
| 2. 企業の資本コスト | V. 結論 |
| IV. 二重課税の回避行動についての検証 | |

I. はじめに

法人税と所得税の二重課税の調整が行われないと、企業の資金調達や資本市場に歪みがもたらされる可能性が指摘されている。また現在、わが国の低迷する株式市場において、二重課税の存在は、個人投資家による投資意欲を阻害しているとの指摘もある。二重課税の問題は、資本市場を活性化させ、企業の資金調達を円滑にするためにも重要なテーマである。

法人税と所得税の二重課税が企業の資金調達に与える影響、つまり企業が異なる資金調達方法を選択した場合の資本コストに及ぼす効果については、従来から Old View と New View という2つの見解がある(例えば、Sinn [1991] や Sorensen [1995] 等)。これらの考え方の相違点は、課税がない状況で、配当と内部留保が出資者にとっていかなる意味を持つかにある。New View によれば、内部留保と配当は出資者にとって無差別であり、内部留保は将来の配当であるとする。したがって、この場合、内部留保による投資は配当にかかる所得税に対して節税効果を持つため、二重課税が発生しないことになる。それに対して Old View は、配当は内部留保に比べ出資者に何らかの追加的な便益を与えるため、内部留保による投資は上述のような節税効果を持たず、二重課税が発生すると考える。よって、このとき株式発行の場合と同様に資本コストは引き上げられ、投資が阻害されることになる¹⁾。こうした理論的枠組みを基礎として、これまで法人税と所得税の様々な統合方式が検討され、どのような統合方式が望ましいかという議論が展開されてきたのである(古田精司 [1978], 米国財務省報告 [1992],

馬場義久 [1995] など)。しかしながら、わが国では二重課税の問題が企業に与える影響についての実証研究は必ずしも十分ではなく、現実には二重課税が企業行動に与える効果についても考察する必要がある。

ところで、二重課税を検討する場合、企業や出資者に与える影響は、個々の企業の態様により異なると考えられる。例えば、現実には法人企業は株式公開の有無も異なるうえ、個人類似の零細企業から資本金100億円以上の大企業といった様々なものから構成されている。そのため、それぞれの企業により二重課税の認識も異なるであろう。その中でも特に同族的な株式非公開企業は、経営者と出資者の利害が近いことから強く二重課税を意識すると考えられる。

また従来の法人税と所得税の二重課税に関する研究では、企業が利益を分配する場合、配当することを前提として議論がなされてきた。しかし、二重課税を意識する企業にとってはそれを回避するために配当を行わないという選択肢もありうる。つまり、利益の分配方法を操作して、本来は配当すべき利益を違う方法によって分配するのである。この場合、配当は行われなため当然二重課税も発生しない。

そこで本稿では、現実には二重課税が企業の行動に対してどのような影響を与えているのかについて実証を試みたい。結論を先取りすると、株式非公開企業は法人税と所得税の二重課税を避けるために、利益を配当ではなく、とりわけ役員報酬として分配する傾向があることである。

本稿の構成は以下のとおりである。まずⅡにおいて株式非公開企業に関する簡単なモデルを設定し、理論的に二重課税が企業の資金調達に与える影響について考察する。次にⅢでは、国

際比較を行い日本の租税制度の下では、すべての法人企業が二重課税の問題に直面することを明らかにする。そのうえで、IVでは株式非公開企業は法人税と所得税の二重課税を回避するために、法人税の対象とはならない役員報酬を利用して利益を分配している可能性を検証する。最後のVにおいて、本稿の結論と得られた分析結果から導かれる政策的含意を述べる。

II. 企業の資金調達に関する 中立性

本節では、理論的に二重課税が企業の資金調達に対してどのような影響を与えているかについて考察する。周知のように、法人税の課税根拠に関連しては、古くから法人実在説と法人擬制説という2つの見方がある²⁾。株式公開の有無を基準にすると、株式公開企業の大部分は経営と所有が分離している大企業であり、株式非公開企業の多くは経営と所有が一致しているか、もしくは近い同族的な企業である。したがって、株式非公開企業に対しては法人擬制説、株式公開企業に対しては法人実在説を適用するのがより企業の実体に則したものになると考えられる。そこで、ここでは株式非公開企業に関する簡単な理論モデルを法人擬制説の立場から設定することにしたい。これにより二重課税の調整が行われていない状況の下で、法人税制だけでなく個人所得税制（配当・利子税率など）をも考慮して資本コスト³⁾の計算が可能になる⁴⁾。したがって、ここで導出された数値は、資金調達方法の違いによって企業が直面する資本コストの水準が法人・個人に対する税制によってどのような影響を受けるかを表している。

[記号]

C 投資の限界収益率＝出資者の要求収益率
 t_c 法人税率 t_d 個人段階での配当税率
 t_r 利子税率 r 利子率

[仮定]

- ① 法人擬制説の考えが適用されうる企業、つまり所有と経営が分離していない法人で、出資者が個人と法人の両段階の税負担に関心を持っているような企業を対象とする。このような企業は、出資者の所得を最大化するような投資および財務政策を実行する。
 - ② 最終的に、企業の収益は出資者に対して配当で分配される。つまり、内部留保も配当も出資者の資産であるとみなす。
 - ③ 資金調達方法と資本コストとの関連に焦点をあてるため、減価償却費・資本財価格の変化などの実物サイドに関する問題は捨象する。また、キャピタル・ゲインに対する課税は、ここでは取り上げない。
 - ④ 法人税と所得税との二重課税の調整が行われていないケースを想定する。
 - ⑤ 投資の限界収益率Cは投資量の増加に伴って逓減し、利子率 r は一定とする。
 - ⑥ 法人税を計算する場合、支払利子は課税ベースから控除され、支払配当は課税ベースに算入される。
- (1) 借入による資金調達の場合

企業が1単位の資金を借入れ、投資を実行する場合を考えると、

投資が実行される条件

$$\{(1-t_c)(C-r)\}(1-t_d) \geq 0$$

の成立が必要となる。つまり、収益から利子と法人税を支払い、残った利益から配当税を引いたものがゼロ以上でなければならない。

この場合、支払利子は全額費用控除されていることから、借入の資本コストは $C = r$ となる。

(2) 自己資本（株式発行・内部留保）による資金調達⁵⁾の場合

企業が株式発行により資金を調達し、出資者に投資収益を配当する場合を考える。株式発行により得た収益を出資者に配当すると、 $C(1-t_c)(1-t_d)$ となる。つまり、これは法人税を課税された残りの収益が全額配当され、個人段階で再び配当税が課された出資者の限界手取り収入といえる。他方、他の金融資産に1円投資すると $r(1-t_r)$ 得ることができるので、資本コストは、 $C(1-t_c)(1-t_d) = r(1-t_r)$ より

$$C = r(1-t_r) / \{(1-t_c)(1-t_d)\}$$

となる。

仮に、 $t_r < t_c$ とすると、 $r < r(1-t_r) / \{(1-t_c)(1-t_d)\}$ となり、借入よりも自己資本の場合の資本コストの方が大きくなる。

(3) 企業が個人レベルで個人所得課税される企業形態（パス・スルー形態）を選んだ場合

企業の利益はすべて個人段階で課税されるため二重課税は発生しない。投資収益は法人段階では課税されず、すべて出資者に分配されて課税される。したがって、借入の資本コストは $C = r$ となる。また、自己資本による資本コストは、

$$C = r(1-t_r) / (1-t_d)$$

となる。仮に配当・利子が総合課税される場合には、 $t_r = t_d$ となり、資本コストは $C = r$ となる。

以上のような二重課税の調整を行わないことを想定した簡単な理論分析から以下の諸点が導かれる。

- ① 法人税は借入による資金調達に対して影響を与えない。
- ② 借入と自己資本による資金調達を比較すると、利子税率 t_r より法人税率 t_c が大きいときには、必ず自己資本による資本コストの方が大きくなる。そのため、企業にとっては相対的に借入による資金調達の方が有利となる。
- ③ 企業が出資者レベルで所得課税される企業形態を選び、配当・利子が総合課税される場合には、法人税は借入・自己資本に対して共に中立的となる。

Ⅲ. 企業税制と資本コストの国際比較

1. 企業形態の構成とわが国の企業税制の特異性

企業形態について考える場合には、まず経済上の企業形態と法律上の企業形態とを明確に区別することが重要である。現実には「法人成り」した企業は、何らかの特定の商法上の企業形態を選択し、それに対して法人課税あるいは所得課税が適用されるが、こうして採用された企業形態（法律形態）が必ずしも税法上の企業形態（経済形態）と一致するとは限らないからである。

図表1には、現行の各国租税法における出資者と企業の人格的分離の状況、そして各企業形態に対する課税方式を示している。この表から分かるように、日本以外の4カ国では例え個人企業が法人化したとしても所得税か法人税かという課税方式を選択できる。その結果、アメリカ・ドイツ・フランス・イギリスといった主要

図表1 法律形態（人的会社 or 物的会社）と経済形態（所得税 or 法人税）

法律形態	人的会社		物的会社		
	合名会社	合資会社	株式合資会社	有限会社	株式会社
二重課税の調整	無限責任	無限責任 有限責任	無限責任 有限責任	有限責任	有限責任
日本 部分的に調整	法人税	法人税	—	法人税	法人税
アメリカ 調整措置なし	所得税	所得税	—	所得税 or 法人税	法人税
フランス 配当のみ完全調整	所得税 or 法人税	所得税 or 法人税	法人税	法人税	法人税
ドイツ 部分的に調整	所得税 or 法人税	所得税 or 法人税	法人税	法人税	法人税
イギリス 配当のみ完全調整に 近い	所得税	所得税	—	法人税	法人税

〔法律形態の種類〕

合 名 会 社—無限責任を負う者が共同して行う企業の形態である。

合 資 会 社—無限責任を負う者と有限責任を負う者が共同して行う企業の形態である。

株式合資会社—無限責任を負う者と有限責任を負う者が共同して行う企業のうち、後者の持分が株式に表されている企業である。

有 限 会 社—有限責任を負う者が共同して行う企業の形態であり、中小企業のために株式会社の制度的特質を簡素化して創出された特殊な企業形態である。

株 式 会 社—有限責任を負う者が共同して行う企業の形態であり、資本金のすべてについて株式化をはかった企業形態である。

〔経済形態の種類〕

パートナーシップ（パス・スルー）型企業—企業が獲得した所得がその企業の段階では課税されず、その構成員へパス・スルーされ、構成員の段階で所得課税される企業。

通常の法人企業—法人課税される企業。

国では二重課税の調整措置が十分でなくても、企業側が法律形態を選択することにより二重課税を回避できるのである。それに対して、わが国では個人企業が法人化すると、すべての法律形態に対して法人税で課税される。つまり、法人企業は税制上、法人税という枠内でしか課税されないのである。例えば日本の制度では、合名・合資会社に対して、それが人的会社であるにもかかわらず法人税を課している。本来、人的会社とは人の集合体であり、無限責任を負う出資者によって経営される企業形態である。他の主要国と比較しても人的会社（合名・合資会

社）に対して法人税を課する日本の制度は特異なものと言える。

現在わが国では、法人税と所得税の二重課税の調整は個人段階で部分的な受取配当税額控除方式によって行われている⁶⁾。これは、個人段階で受取配当に対する所得税額を計算する際に、受取配当を他の所得に総合して所得税額を計算し、算出された所得税額から受取配当の一定割合を税額控除する方法⁷⁾である。現行制度では、受取配当を含む総合所得が1,000万円以下の場合は10%、それを越える部分については5%の税額控除が認められている。しかし、こ

図表2 3カ国の企業形態と企業数 2000年

法律形態	日本	アメリカ	ドイツ
個人企業 Nonfarm Solo Proprietorships Einzelunternehmen	1,307,073 (34.0%)	17,904,731 (70.7%)	2,040,713 (70.1%)
合名会社 General Partnerships Offence Handelsgesellschaft OHG	6,966 (0.2%)	872,045 (3.4%)	262,030 (9.0%)
合資会社 Limited Partnerships Kommanditgesellschaft KG	31,421 (0.8%)	348,973 (1.4%)	102,937 (3.5%)
有限会社 S corporation・Limited liability Companies Gesellschaften mit beschränkter Haftung	1,398,785 (36.4%)	3,605,804 (14.2%)	446,797 (15.4%)
株式会社 Corporation KGaA, AG	1,059,140 (27.6%)	2,407,200 (9.5%)	5,526 (0.2%)
その他のパートナーシップと法人 Others	40,566 (1.0%)	175,300 (0.8%)	51,147 (1.8%)
合計企業数	3,843,951 (100%)	25,314,053 (100%)	2,909,150 (100%)

〔出所〕日本：国税庁企画課『平成12年度分 税務統計から見た法人企業の実態－会社標本調査結果報告－』、国税庁『平成12年度版 第126回 国税庁統計年報書』。アメリカ：U. S Department of Treasury, Internal Revenue Service, *SOI (Statistics of Income) Bulletin*, 2001. ドイツ：Federal Statistical Office Germany, *Taxpayers, deliveries and other performances 2001*.

の方式では後で見ると部分的にしか調整が行われないため、企業が利益を配当によって分配すると多少なりとも二重課税による不利益を被ることになる。

また、図表2でそれぞれの企業形態の構成割合を見てみると、アメリカ・ドイツでは約7割の企業が個人企業を選択しているのに対して、日本では3割強の企業しか個人企業を選択していない。その結果、他の2国と比較して大部分の企業が法人税の適用を受け、二重課税の問題に直面する状況下にある。さらに人的会社もまた物的会社と同様に法人税が課されており、人的会社を選択する企業は他の2国と比較しても非常に少ない。つまり、税制上は企業の経済形

態と法律形態が必ずしも対応しておらず、現実に人的会社である合名・合資会社という企業形態そのものが制度上あまり機能していないのである。

2. 企業の資本コスト

主要5カ国のうち、日本・アメリカ・ドイツ⁸⁾を対象として資本コストの比較を行いたい。図表3にはⅡによる株式非公開企業モデルを用いて、実際に各国の税率(国税)と統合方式を考慮して資本コストを求めた結果を示している。資本コストを導出するにあたって、各国の法人税の課税ベースは同じものと仮定し、表面税率を適用している。そのため、これらは実

図表 3 3カ国の比較

国 別	日 本	アメリカ	ドイツ
統合方式	部分的 受取配当税額控除方式	統合措置なし	受取配当 2 分の 1 控除方式 [インピュテーション方式] ¹⁾
資本コスト 借入 自己資本	r $1.21r \sim 1.78r$ ²⁾	r $1.11r \sim 1.53r$ ³⁾	$r [r]$ $0.91r \sim 1.19r [r]$ ⁴⁾
企業課税の区分	個人企業 (34.0%) ⇒所得課税 法人企業 (66.0%) ⇒法人課税	個人企業・人的会社 (75.5%) ⇒所得課税 有限会社 (14.2%) ⇒法人税か所得税の選択 株式会社 (9.5%) ⇒法人税	個人企業 (70.1%) ⇒所得課税 人的会社 (12.5%) ⇒法人課税か所得税の選択 物的会社 (15.6%) ⇒法人税
法人・非法人の割合	非法人; 34.0% 法 人; 66.0%	非法人; 70.7% 法 人; 29.3%	非法人; 70.1% 法 人; 29.9%

(注) 1) 括弧内は2000年の税制改革前の税制 (1999) である。資本コストの括弧内も同様に税制改革前の制度と税率を適用して計算している。

2) 日本のケース (2002)

【法人レベル】基本税率 30% 軽減税率 22%

【個人レベル】所得課税 4段階税率 (10% 20% 30% 37%) 利子課税 源泉分離課税 15%
配当課税 総合課税 (配当控除制度) と源泉分離課税 (35%) の選択

【部分的受取配当税額控除方式】

t_c : 法人税率 30% α : 配当税額控除率 5% or 10% m : 所得税率 (10% 20% 30% 37%)

配当 総合課税 $t_d = m$

【投資実行条件】

借入: $C = r$

自己資本: $C = r (1 - t_r) / [(1 - t_c) \{1 - (m - \alpha)\}]$ より $C = 1.21r / \{1 - (m - \alpha)\}$

個人の所得税率 (10% 20% 30% 37%) を代入すると資本コスト C は $1.21r$ から $1.78r$ (小数第3位四捨五入) の値をとる。ここでは国税のみを考慮し、配当が総合課税される場合を想定した。また現行制度では、受取配当を含む総合所得が1,000万円以内の場合は10%、それを越える部分については5%の配当税額控除が認められているため、所得税率が10%、20% (課税所得が900万円以下) のケースには控除率10%、所得税率が30%、37% (課税所得が900万円超) のケースには控除率5%を適用した。

3) アメリカのケース (2002)

【法人レベル】4段階 (15% 25% 34% 35%)

【個人レベル】所得課税 6段階 (10% 15% 27% 30% 35% 38.6%) 利子課税 総合課税
配当課税 総合課税

【クラシカル方式】

t_c (15% 25% 34% 35%) m (10% 15% 27% 30% 35% 38.6%)

【投資実行条件】

借入: $C = r$

自己資本: $C = r (1 - m) / \{(1 - t_c) (1 - m)\}$ より $r / (1 - t_c)$

法人税率 t_c (10% から 35%) を代入すると資本コスト C は $1.11r$ から $1.54r$ の値をとる。アメリカでは、中小企業に限って税率を軽減するという方法とはらず、基本税率35%に対して年間所得の階層別に軽減税率 (15% 25% 34%) を設定している。

4) ドイツのケース

(i) 制改革前 (1999) の税制

【法人レベル】基本税率 留保分 40% 配当分 30%

【個人レベル】所得課税 23.9% から 53% 利子課税 総合課税 配当課税 総合課税

【インピュテーション方式】

t_1 : 留保分の法人税率 40% t_2 配当分の法人税率: 30% m (23.9% から 53%)

【投資実行条件】

借入: $C = r$

自己資本: $C (1 - m) = r (1 - m)$ より $C = r$

(ii) 税制改革後 (2002) の税制

【法人レベル】基本税率 留保分 25% 配当分 25%

【個人レベル】所得課税 20% から 48.5% 利子課税 総合課税 配当課税 総合課税

【受取配当二分の一控除方式】

t_c 25% m (20% から 48.5%)

【投資実行条件】

借入: $C = r$

自己資本: $C (1 - t_c) (1 - 0.5m) = r (1 - m)$ より $C = r (1 - m) / \{(1 - t_c) (1 - 0.5m)\}$

個人の所得税率 (20% から 48.5%) と法人税率25%を上式に代入すると、資本コスト C は $0.91r$ から $1.19r$ の値をとる。

質的な資本コストの比較ではなく、各国の税率の相違がもたらす資金調達の中立性への影響を示すものとなっている。特に法人税と所得税の統合方式の違いは、課税後法人所得や資本コストに影響を与えるため、企業の資金調達方法にも影響を及ぼしていると考えられる。

3カ国の資本コストを比較してみると、3カ国とも借入による資金調達は支払利子が課税ベースから控除されるため法人税の影響は受けない。しかし、自己資本による資金調達は各国とも法人税の影響を受けている。そこで、自己資本における資本コスト (r の係数の大きさ) を比較することによって、資金調達の中立性への影響を量ることにしたい。

図表3から分かるように日本での企業の資本コストは $1.21r \sim 1.78r$ となっており、アメリカ ($1.11r \sim 1.53r$)、ドイツ ($0.91r \sim 1.19r$) よりも相対的に高い。これは、他の2国よりも日本の企業は資金調達の中立性が阻害されている可能性を示している。日本において資本コストが高くなっている原因は、二重課税の調整が十分ではなく、そのうえ利子が総合課税されていないことにある。それに対して、アメリカやドイツでは個人企業が例え法人化しても出資者レベルでの所得課税が可能である。すなわち、二重課税を意識する企業は人的会社などの企業形態を選択することにより二重課税が回避できるので、資金調達に対する中立性も確保されうるのである。

以上の考察から、他国と比較してわが国の企業課税制度は二重課税の調整を十分に行っていないことが分かる。IIのモデル分析によって明らかにされたように、二重課税が発生すると資金調達の中立性が達成されず、現実企業に自己資本で資金調達を行った場合、そうした税制

要因によって資本コストが高くなる。そのため、自己資本よりも借入の資金調達をより多くできる企業の方が税制上有利になるのである。

現在、株式公開企業は自己資本の充実から借入金への依存度を低下させているのに対して、株式非公開企業は株式発行等による資本市場からの資金調達が困難であるため、借入金への依存度を高めている。しかし、バブル崩壊後の不景気の中、金融機関は多額の不良債権を抱えたこともあり、融資の審査を厳しくしている。また、金融システム改革が本格化する中で、一層の財務内容の健全化と自己資本比率の向上を図るため、融資に慎重になったり、貸し出し抑制に取り組んでいる。銀行は貸付資金に余裕がなくなるとすべての貸出先に対して同様に融資条件を厳しくするのではなく、そのしわ寄せとして主に情報が不足する株式非公開企業に対して条件を厳しくする傾向にある。このような金融機関による「貸し渋り」は、株式非公開企業の借入を困難にしている。その結果、株式非公開企業は資金調達を自己資本に頼ることになり、資本コスト面で不利になるのである。

IV. 二重課税の回避行動についての検証

1. 仮説の提示

本節では、企業による二重課税の回避行動を検証するにあたり、法人企業を株式公開企業と株式非公開企業に区別して分析を行う。そこで、両者を以下のように定義しよう。まず株式公開企業とは、所有と経営が分離している法人で、利益が出資者に分配されたときの税負担は考慮しないような非同族的企業である。一方、

株式非公開企業とは、所有と経営が完全に分離していない法人で、法人と出資者の両段階の税負担に関心を持っており、また利益が出資者に分配されたときの税負担も考慮するような同族的企業⁹⁾である。

上記のような定義の下で、株式非公開企業は法人税と所得税の合計額を最小化するように行動する。そうしたなか企業が利益を配当として出資者に分配すると、法人税と所得税の二重課税が生じ、企業全体の税負担が増加する。その反面、この利益を役員に対して報酬を支払う形で分配すれば法人税は課税されないため、役員に対する所得税の負担だけですむ。基本的に役員報酬は企業にとって必要な経費であり費用として処理される。したがって、役員と出資者の利害が一致している企業にとって、二重課税の回避行動は当然ながら企業全体の税負担を下げることができるために合理的であると考えられる。

それに対して、株式公開企業の場合は必ずしも役員と出資者の利益は一致しない。そのため、仮に出資者が企業行動を監視しているならば、本来は利益として計上すべき所得を役員報酬として分配することはできない。なぜなら、役員に対する過剰な利益分配は出資者の利益に反するからである。そのため、このような企業では役員報酬を利用した二重課税の回避行動は行われにくいと考えられる。

$$\begin{aligned} \text{法人税額} &= \{\text{税引き前当期利益} + \text{税法上の収益(益金)} - \text{税法上の費用(損金)}\} \\ &\quad \times \text{法人税率} \cdots \cdots (1) \end{aligned}$$

(1)は法人税の基本的な算定式を示している。まず企業は売上高から売上原価などの企業会計上の費用を差し引いたものを収益として計上する。その収益に対して税法上の益金をプラスし

損金をマイナスした金額が課税ベースとなる。このとき役員報酬は「管理費および一般管理費」という費用項目に計上され法人税の課税対象とはならない。それに対して支払配当は法人税の対象となり、課税後の利益処分から出資者に分配される。また最終的に残った利益は企業の内部留保となる。そこで、株式非公開企業による二重課税の回避行動を検証するにあたり以下の仮説を立てよう。

- ① 役員と出資者の利害は一致しているため、法人税と所得税の二重課税を避けるために本来は支払配当とすべき所得を役員報酬として分配できる。それにより法人税の負担が軽減できる¹⁰⁾。
- ② 企業側が利益とみなして分配できる利益は、役員報酬と役員賞与・支払配当・内部留保の合計額である。また企業の裁量によりある程度自由に分配額を決定することが可能である。

税引き前当期利益

$$= \text{売上高} - \text{売上原価} - \text{その他の費用(役員報酬等)}$$

$$= \text{法人税等} + \text{役員賞与} + \text{支払配当} + \text{内部留保} \quad \text{より}$$

企業が分配できる利益

$$= \text{役員報酬} + \text{税引き前当期利益} - \text{法人税等}$$

$$= \text{役員報酬} + \text{役員賞与} + \text{支払配当} + \text{内部留保} \cdots \cdots (2)$$

2. 分析モデル

そこで上記の(1)と(2)に対応する計量モデルとして以下の重回帰式を設定する。

$$\text{第1式} \quad T = a_1 + b_1 H + c_1 P + \varepsilon_1 \cdots \cdots (1)'$$

{T: 法人税額等(法人税・法人事業税・法

人住民税) a_1 : 定数項 H : 役員報酬
額 P : 税引き前当期利益 ε_1 : 誤差項}

$$\text{第2式 } H = a_2 + b_2 S + c_2 D + d_2 R + \varepsilon_2$$

$$\dots\dots\dots(2)'$$

{ H : 役員報酬額 a_2 : 定数項 S : 役員
賞与 D : 支払配当 R : 内部留保 ε_2
: 誤差項}

第1式は役員報酬額が法人税額の軽減に関与しているかどうかを検証するものである。ここでは被説明変数を法人税額等 (T) とし、説明変数には役員報酬額 (H) と税引き前利益 (P) を取り上げた。尚、このモデルにおいて特に役員報酬 (H) は重要な説明変数となっている。なぜなら、支払配当を役員報酬へまわすことによって、法人税の負担が軽減されるならば、役員報酬額は法人税額に対して負の変動要因になるからである。また税引き前利益 (P) は実際の課税所得に近いため法人税額に対して影響を与えるはずである。

第2式は支払配当が役員報酬に流れているかどうかを分析するものである。被説明変数を役員報酬額 (H) とし、説明変数には役員賞与 (S)・支払配当 (D)・内部留保 (R) を取り上げた。役員賞与・支払配当・内部留保の総額は税引き後利益からの分配額である。もし企業が役員報酬も含めて利益をある程度自由に分配できるならば、二重課税が生じる支払配当を考慮しながら役員報酬の額を決定するはずである。

ここで、推計されたパラメータの意味と期待される結果について言及しよう。第1式における b_1 の値が正である場合は、役員報酬額の増加とともに法人税額も増加することを意味する。つまり、役員報酬額の増加にともない課税所得も増加することになる。逆にこのパラメー

タが負である場合、役員報酬額の増加に伴い、法人税額が減少することを意味する。したがって、このパラメータは株式非公開企業では負の値、株式公開企業では正の値であるか、もしくは有意でないことが期待される。また c_1 の値が正である場合、税引き前利益が増加すると法人税額も増加することを示す。当然、株式公開企業・株式非公開企業ともにパラメータの値は正であることが期待される。

最後に第2式における b_2 、 c_2 、 d_2 のパラメータは利益の分配が役員報酬額に与える影響を示すものである。もし、 c_2 が負の値を示す場合には、本来は支払配当として分配されるはずの利益が役員報酬として分配される可能性を示すことになる。したがって、株式公開企業の場合は c_2 の値が正かあるいは有意でないこと、株式非公開企業の場合には c_2 の値が負であることが期待される。

3. データ

分析で用いるデータは「日本経済新聞社総合経済データバンク NEEDS」の株式公開企業・株式非公開企業の企業財務本決算の2002年度版クロスセクション・データである。このデータベースはわが国の法人企業を対象としており有価証券報告書をもとにして貸借対照表・損益計算書・利益処分計算書・財務指標データ等に分類されており、多くの項目のデータが掲載されている。また財務指標データとしては付加価値分析の指標を用いた。ここでは掲載されている株式公開企業(上場企業・有価証券報告書提出会社) 2,512社・株式非公開企業(非上場企業・有価証券報告書提出会社) 982社のうち株式公開企業は資本金10億円以上50億以下、株式非公開企業は資本金1億円以上5億円以下の法

図表 4 分析で使用するデータ

掲載箇所	科 目
財務指標データ ¹⁾ (付加価値分析)	法人税等 ²⁾ 株主配当金 役員賞与 その他 (内部留保)
損益計算書	税引前当期利益
販売費および一般管理費	役員報酬・賞与

(注) 1) 財務指標データ (付加価値分析)

付加価値額 = 人件費・労務費 + 賃借料 + 租税公課
+ 減価償却費 + 支払特許料 + 純金利負担 + 利払い後事業収益

利払い後事業収益 = 法人税等 + 株主配当金 (支払配当) + 役員賞与 + その他 (内部留保)

2) 法人税・法人事業税・法人住民税の合計額である。

(出所) 「日本経済新聞社総合経済データバンク NEEDS」
企業財務本決算データ2002年度版より作成。

人企業を対象とした¹¹⁾。それらに該当する企業は株式公開企業1,036社・株式非公開企業325社である。これらの企業の数値データ・指標をもとにして、(1)'および(2)'の両回帰式を推定した。

4. 推定結果

最小二乗法 (OLS) によって推計された結果は図表 5、図表 6 の通りである。ただし、本分析におけるようなクロスセクション・データを用いた推定では不均一分散が問題となる。そのため予め White test による検定を行ったが、本推定において分散不均一性は認められなかった。

法人税額を被説明変数とおいた第 1 式における両企業の決定係数は比較的高い値を示しており (0.694, 0.893), モデルの妥当性を測る F 値は統計的に有意である。またすべてのパラメータが有意となっており法人税額に影響を与えている。一方、役員報酬額を被説明変数とおいた第 2 式における両企業の決定係数の値は低

図表 5 株式公開企業に関する推定結果

[第 1 式]

説明変数	非標準化係数	t 値
H (役員報酬)	0.878	4.977***
P (税引き前当期利益)	0.267	40.763***
自由度修正済み R ²	0.694	
F 値 (有意確率) DW	1175.347(0.000) 2.002	

被説明変数: 法人税等 ***...有意水準 1% で有意

[第 2 式]

説明変数	非標準化係数	t 値
S (役員賞与)	0.902	5.913***
D (支払配当)	0.06854	4.763***
R (内部留保)	-0.000423	-0.161
自由度修正済み R ²	0.113	
F 値 (有意確率) DW	45.073(0.000) 1.908	

被説明変数: 役員報酬 ***...有意水準 1% で有意

図表 6 株式非公開企業に関する推定結果

[第 1 式]

説明変数	非標準化係数	t 値
H (役員報酬)	-0.466	-2.278**
P (税引き前当期利益)	0.451	51.760***
自由度修正済み R ²	0.893	
F 値 (有意確率) DW	1356.767(0.000) 1.815	

被説明変数: 法人税等 ***...有意水準 5% で有意

***...有意水準 1% で有意

[第 2 式]

説明変数	非標準化係数	t 値
S (役員賞与)	1.521	4.892***
D (支払配当)	-2.746	-2.207**
R (内部留保)	-0.003536	-0.827
自由度修正済み R ²	0.079	
F 値 (有意確率) DW	9.828(0.000) 1.665	

被説明変数: 役員報酬 **...有意水準 5% で有意

***...有意水準 1% で有意

いものの (0.113, 0.079), モデルの妥当性を測るF値は統計的に有意である。また役員賞与と支払配当のパラメータは共に有意となっており, 役員報酬額に影響を与えているのが分かる。

図表5・6におけるそれぞれのパラメータの値は, 期待されたとおりの結果である。まず役員報酬額が法人税額等に与える影響はどうか。株式公開企業では役員報酬のパラメータは正の値 (0.878) を示しており, 役員報酬額は法人税額に対して正の変動要因となっている。それに対して, 株式非公開企業では役員報酬のパラメータは負の値 (-0.466) を示しており, 役員報酬額は法人税額に対して負の変動要因となっている。これらの結果の差異は, 株式非公開企業において, 法人税負担の軽減に役員報酬が利用されている可能性を示すものである。

また, 第1式の決定係数を比較してみると, 株式公開企業 (0.694) よりも株式非公開企業 (0.893) のケースの方が大きいことが分かる。さらに税引き前当期利益のパラメータの値も株式公開企業 (0.267) よりも株式非公開企業 (0.451) の方が高くなっている。この結果は, 株式非公開企業に比較して, 株式公開企業では, 実際の課税所得が税引き前当期利益からより圧縮されていることを示唆している。すなわち, 非同族的な株式公開企業 (資本金10億円以上50億円未満) ほど損金項目 (交際費・寄付金・役員への報酬や退職金・引当金など) や租税特別措置 (特別償却・各種の準備金・税額控除) を利用して, 税負担を軽減している可能性がある。それに対して, 損金項目や租税特別措置の恩恵を享受できない同族的な株式非公開企業は, 租税回避により税負担の軽減を図る傾向にあると見られる。

最後に支払配当・役員賞与・内部留保が役員報酬額に与える影響を検討すると, 株式公開企業のケースでは支払配当のパラメータが正 (0.06854) であるのに対し, 株式非公開企業では同様の値は負 (-2.746) を示している。この点もまた, 株式非公開企業においては, その支払配当を減らして, その分利益を役員報酬として分配する可能性が高いことを物語っている。

V. 結 論

本稿では, 株式非公開企業と株式公開企業それぞれの財務データを用いて, これら企業の租税回避行動について検証を行った結果, とりわけ株式非公開企業は法人税と所得税の二重課税による過重な負担を回避するために独自の行動をとる可能性があることが明らかになった。すなわち, 株式非公開企業は支払配当を課税対象とはならない役員報酬として出資者に配分することによって, 法人税の税負担を軽減していると考えられるのである。これは, 制度的に二重課税排除の措置が十分ではないわが国でも, 特に二重課税を意識する企業はこのような租税回避行動をとることによって, この問題を解消している可能性を示唆している。また, この点から, わが国において企業の「法人成り」が多いのも, 同族企業によるこのような租税回避が事実上可能になっていることがその一つの背景にあるとも推測されよう。

しかし, 同じ株式非公開企業間においても役員報酬を利用できるかどうかの差が生じることから, 二重課税の影響も個々の企業によって異なるであろう。なぜなら, 企業ごとに役員数や役員と出資者との利害関係も異なるため, どれ

だけ利益を役員報酬に流せるかは個々によって異なるからである。その結果、株式非公開の企業間における課税の中立性は確保されず、自己資本による資金調達を選択せざるを得ない企業は資本コスト面で依然として不利な立場に置かれるのである。

これを是正するための措置として、株式公開・非公開の有無を基準とした企業の区分税制が考えられる。例えば株式公開企業には従来どおりの法人税を課し、株式非公開企業に対してはパートナーシップ型の課税（パス・スルー課税）を行うというものである。パートナーシップ型課税とは法人段階では企業利益に課税せず、その利益を出資者にパス・スルーして個人段階で所得課税するものである。株式非公開企業に対して、パートナーシップ課税が可能となるのは出資者が比較的安定しているため、出資者を特定しやすく行政上の実行可能性が高いと考えられるからである。モデル分析で示されたように、パートナーシップ課税の下では、配当・利子が総合課税される場合には資金調達の中立性が確保される。また、このような企業課税が実現すれば、役員報酬を利用した二重課税の回避行動のインセンティブも小さくなり、株式非公開企業間における税の中立性にも資すると考えられる。

最後に実証分析に残されている問題点を一つ指摘しておきたい。本稿では、法人税額に影響を与える変数として、税引き前利益と役員報酬のみを取り上げた。しかし、法人税額は税引き前当期利益に益金をプラスし損金をマイナスしたもののから導かれ、特に損金項目は租税回避に利用されやすいと考えられる。具体的には交際費・寄付金・役員への退職金や引当金・租税特別措置による各種の準備金などの項目がそれに

該当する。より精緻な実証分析を行うためには、これらの損金項目も説明変数として取り上げるべきであるが、データ入手の制約から本分析ではそれらの項目は用いなかった。企業間・産業間における税の中立性を確保するうえでも、企業行動に歪みを与える税の抜け穴や租税特別措置についてさらなる分析が必要であるが、それは今後の課題としたい。

注

- 1) 本稿は old View の立場に立ち、二重課税が存在すると内部留保による資金調達も投資を阻害すると考えている。
- 2) 法人実在説は法人の存在は個々の出資者とは全く別の存在であるとみなす。したがって、法人と個人との間で税負担を調整する必要はない。それに対して、法人擬制説は、法人は法律によって人格を与えられただけであり、法人所得は個々の出資者に分割しうるものであると考える。そのため課税に際し、法人と個人の間で二重課税が発生しないように調整が必要である。
- 3) この場合の資本コストとは出資者にとって限界的な投資の収益率である。尚、ここではリスクは考慮しない。
- 4) III-2 では、このモデルを用いて実際に各国の税率と統合方式を考慮した資本コストも導出する。
- 5) 機会費用を考慮すれば、内部留保による資金調達もまた株式発行の場合と同様の結果になる。そのため、ここでは内部留保と株式発行をまとめて自己資本として扱う。
- 6) 従来の配当課税は総合課税を原則とし、申告不要の源泉分離課税との選択制度であった。しかし、配当課税の見直しにより平成15年以後5年間は10%、平成20年からは20%の源泉分離課税に一本化されることになった。
- 7) ただし、35%の税率による源泉分離課税を選択した配当所得は税額控除の対象とはならない。
- 8) 2000年の税制改革前のドイツはフランス・イギリスと同じようにインピュテーション方式を採用してきた。ここでは、税制改革前のドイツもみていくためフランス・イギリスは取り上げない。
- 9) 税法上の同族企業とは、出資者等の3人以下及びこれらの同族関係者（個人及び法人）が有する株式の総数又は出資金額の合計額が、その法人の発行済株式の総数又は出資金額の50%以上に相当する法人である。
- 10) 役員と出資者は同じ利害関係者グループであると想定している。
- 11) 平成13年度分「税務統計から見た法人企業の実態」によれば資本金1億円以上5億円未満の法人企業のうち42.5%、資本金10億円以上50億円未満の法人企業のうち15.8%が同族会社である。本分析で対象とした企業が同族会社であるか否かという判断はデータの制約上できないが、資本金1億円以上5億円未満の株式非公開企業の大部分が同族会社かそれに準じる会社であり、資本金10

億円以上50億未満の株式公開企業のほとんどが非同族会社であると推測される。

参考文献

- Federal Statistical Office Germany [2001], *Tax-payers, deliveries and other performances*.
http://www.destatis.de/themen/e/thm_finance.htm
- Jack Mintz [1995], "The Corporation Tax: Survey", *Fiscal Studies*, vol. 16.
- Sinn, Hans-Werner [1991], "Taxation and The Cost of Capital: The Old View, the New View, and Another View", *Tax Policy and the Economy*, 5.
- Sorensen, Peter Birch [1995], "Some Old and New Issues in the Theory of Corporate Income Taxation", *Finanz Archiv*, Band 51, Heft 4.
- Treasury Department, Integration of The Individual and Corporate Tax Systems [1992], *Taxing Business Income Once*. January.
- U.S Department of Treasury [2001], *Internal Revenue Service, SOI (Statistics of Income) Bulletin*.
- 尾崎護 [1993], 『G 7 の税制』ダイヤモンド社。
- 国税庁企画課 [2002], 『平成13年度分 税務統計から見た法人企業の実態－会社標本調査結果報告－』。
- [2001], 『平成12年度版 第126回 国税庁統計年報書』。
- 佐藤光男 [1992], 「所得税と法人税の統合について－米国財務省報告書を中心として－」『税経通信』Vol. 47, No. 13。
- 武田昌輔 [1985], 「中小企業課税の問題点」『租税法研究』第13号。
- 中里実 [1991], 「法人課税の再検討に関する覚書－課税の中立性の観点から－」『租税法研究』第19号。
- [1984], 「フランスにおける中小企業課税」『租税法研究』第13号。
- 半谷俊彦 [2000 a], 「ドイツにおける所得・法人税統合方式の変更について」『和光経済』和光大学社会経済研究所, 第33巻第1号。
- [2000 b], 「大きく変わるドイツ企業税制と進出企業の留意点」『税理』ぎょうせい, 第43巻第15号。
- [2001], 「利潤課税負担の日独比較－ドイツ2000年税制改革の検討」『和光経済』和光大学社会経済研究所, 第33巻第2, 3号。
- 古田精司 [1978], 「法人税の型と経済効果」『三田学会雑誌』71巻6号, 12月。
- 馬場義久 [1995], 「法人税と所得税の統合問題－企業の資金調達に注目して－」『租税研究』, 10月。

(慶応義塾大学大学院後期博士課程)